

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第六章 労働基準法の施行状況

—

この年の労働基準法の施行にとっても、朝鮮動乱はやはり一つの大きな転機となった。いわゆる特需生産の要請は、大量の臨時工の採用と労働時間の延長とによって答えられ、ここに、占領軍の直接間接の生産命令と労働基準法との関係や臨時工の労働条件等が大きな問題となるに至った。日本建鉄船橋工場の就業規則が、アメリカ軍の生産命令は労働基準法による同就業規則に優先するという一文をおいたこと、労働省が基準法についての行政解釈で、後記のように紡績工場におけるいわゆるスウィングシフト制を承認したことやまた、占領軍の正規の命令があったときは基準法第三三条にいう「避けることのできない事由」として労働時間を延長することができる」と解釈したことは注目に値する。

さらにこの特需生産の要請は、朝鮮動乱を境とする資本攻勢の激化を政治的背景として、基準法の改正問題を提起しはじめた。一九五一年に至って各使用者団体から基準法改正についての広汎な意見が出るようになるが、すでに一九五〇年の後半にはその萌芽がみられるのである。経営権の完全な確保を主張する使用者は、基準法をもって不当に労働者を保護したのものとして強い攻撃を加え、労働時間や賃金、女子年少者の労働条件に関する基準等を下げて、実施可能な基準法に改正することを要求する。

基準法改正の必要については政府当局もこれを認めており、たとえば、保利労相は一月二八日、参議院本会議で基準法の改正問題にふれ、基準法は実施以来三年余を経過し、いろいろの面において基準法自体についても私は再検討をなすべき段階にきているのではないかと思うので、只今手許で研究中である、と述べている。

なお、七月には中央賃金審議会が次のように発足した。

最低賃金(基準法第二八条)を決定するための賃金審議会の設置(第二九条)は、法的にはすでに賃金審議会令(昭和二二年政令第一七五号)により準備されていたが、最低賃金制そのものは、労働者階級の要求にもかかわらず、インフレーション高進の段階では経済的、技術的に実施不可能としてながい間見送られていた。

しかるに、一九四八年末以来のいわゆる賃金三原則、経済九原則に伴うインフレの停滞以後、労働省では最低賃金制を実施する時機がきたものとして準備をすすめ、一九五〇年七月に至って、中央賃金審議会の委員(会長赤松商大教授)が決定され、一五日の会合を第一回として、最低賃金制の調査を開始した(第八章第三節参照)。

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
